

◆特集 女性の権利を世界基準に

カギは選択議定書の批准

女性差別撤廃条約実現アクション 事務局長

亀永 能布子



日本政府は

女性差別撤廃委員会にはお金を出さない!?

本年1月29日、外務省は、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の日本に対する勧告に、男系男子のみに皇位継承を認める皇室典範の改正が含まれていることに抗議して、女性差別撤廃委員会を任意拠出金の対象から除外し、2024年度に予定しているCEDAW委員の訪日プログラムを中止すると決定、CEDAWに通告したと発表した。「皇位につく資格は人権に含まれていないことから、皇室典範において皇位継承資格が男系男子に限定されていることは、女子差別撤廃条約のいう女子に対する差別には該当しない。（中略）皇位継承の在り方は国家の基本に関わる事項である。このことから女子差別撤廃委員会が皇室典範について取り上げることが適当ではない。」というのがその理由である。

この日本の立場を審議の場でもその後も伝えたにもかかわらず、勧告に入ったことへの対応だと言っ

た。日本が批准している女性差別撤廃条約には、条約の実効性を確保するための制度が三つある。その一つが、締約国に条約実施状況の報告を求め、それに基づいてCEDAWと締約国が「建設的対話」を行い、CEDAWが評価点や懸念点、勧告をまとめた「総括所見」を出し、条約の完全実施を促す制度が国家報告制度である。

昨年10月に行われた日本報告審議の結果日本政府に出された勧告は、60項目以上に上る。皇室典範の改正はその一つである。選択議定書の批准、条約を国内法に取り入れること、選択的夫婦別姓の導入、雇用における男女平等、性別役割分担意識の克服、ジェンダーに基づく暴力の根絶、女性の政治参加の促進、マイノリティ女性や困難を抱える女性支援、性と生殖における健康と権利の保障、「慰安婦」問題、沖縄における性暴力など、

日本をジェンダー平等社会にするための多岐にわたる報告がなされた。外務省と日本政府が、他の多くの勧告には言及せず、皇室典範改正についてのみ反応し、意に沿わない勧告に対して金銭的報復をするという対応に出たのは異常である。しかも、少なくとも2005年以降、日本政府は任意拠出金の使途に、そもそもCEDAWを入れてこなかったと明言している。出してもいないお金を、出さないぞと恫喝に使うのは何のためなのか？ 国連機関に対して、勧告を理由に拠出金を出さないと決めた事例は過去にないとも述べている。皇室典範を取り上げることについての日本政府の立場は、CEDAWのホームページに掲載されており、明らかにされている。見解の違いは「建設的対話」で解決するべきであり、報復と恫喝は間違った対応である。これは女性差別撤廃条約と委員会に対する敵対行為である。世界に向けて、日本はジェンダー平等に背を向ける国だと宣言したに等しい。私たちは、一日も早い撤回を求めて、行動している。

女性の権利が

国際基準になっていないのはなぜか？

女性差別撤廃条約の実効性を確保するためのあと二つ

の制度は、個人通報制度と調査制度である。これは女性差別撤廃条約選択議定書に規定されている。選択議定書を批准しなければ、個人通報制度も調査制度も使うことはできない。

日本の女性の権利が国際基準になっていない大きな原因の一つは、選択議定書を批准していないことである。女性差別撤廃条約制定から20年後の1999年に、選択議定書が制定された。条約を締結しただけでは実効性が確保されないからである。

選択議定書が規定している個人通報制度とは、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害されたとき、女性差別撤廃委員会に通報して救済を求めることができる制度である。個人、またはグループで通報できる。ただし、通報が受理されるためには、国内で権利救済の手続きを尽くしてもなお権利救済されない時という条件がある。日本の場合は最高裁まで争っても救済されなかった時である。したがって、個人通報制度を使うには結構ハードルが高い。国内で闘っていないければ、女性差別撤廃委員会への個人通報はできないし、国内の裁判で、女性差別撤廃条約に定められている権利が侵害されていると訴えて争わなければならない。では、活用するためにはハードルが高い個人通報制度がなぜ必要なのか。個人通

◆特集 女性の権利を世界基準に



選択議定書の批准を訴えて銀座をパレード 2024年9月

生活ニュースcommons提供

報制度が使えるようになると、日本はどうなるのか。
日本では、男女賃金差別裁判をはじめ、夫婦別姓を求める裁判、婚外子差別を温存する戸籍の規定の撤廃を求める裁判など、最高裁まで争っても権利侵害が認められていない例がたくさんある。女性の貧困を象徴する高齢

女性の低年金問題もその一つであり、全国で年金裁判が闘われている。これらの権利救済を求めることができないことは、まず、何よりも重要な個人通報制度のメリットである。しかし、それだけではない。

日本の裁判所は女性差別撤廃条約を判断基準に取り入れていない。判決に女性差別撤廃

条約違反を認定した判例は1件もない。これは、憲法98条2項「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」の違反である。委員会からは何度も条約を国内に適用するよう求められているが、日本政府の立場は、「条約は国の義務を規定するもので、直接個人の権利を規定するものではない」というものであり、今回の女性差別撤廃委員会の日本報告審議の場でもこの答弁を繰り返した。しかし、この答弁は間違っている。女性差別撤廃条約が規定しているのは、私たち一人ひとりの権利である。そうであるがゆえに、一人ひとりの権利保障のために個人通報制度があるのだ。

個人通報制度の意義は、個人の権利保障をすることとともに、日本の司法判断を国際的な人権基準に照らしてチェックし、その歪みを白日の下にさらし、司法を革新する近道になるということである。裁判官が行政に付度して、憲法判断を行わず、人権侵害を認めようとならない日本の裁判の現状を変える重要な方法の一つが、個人通報制度の導入なのである。

条約の実効性を確保するための三つ目の制度は調査制度である。調査制度とは、CEDAWが、条約に定める権利の重大な、または組織的な侵害があるという信頼で

きる情報を得た場合、当該国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見、勧告とともに送付する制度である。

世界では、たとえば、メキシコの若い女性の大规模誘拐・殺人の例、フィリピンのマニラ市で市長が近代的中絶へのアクセスを禁止した例、キリギスタンの略奪婚、マリの女性の性器切除（FGM）などの実例がある。

日本でも、個人通報制度にはなじまない人権侵害の事例でも、権利侵害が制度化されているような事例には、調査制度を使える可能性がある。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を！

日本政府は選択議定書批准について、国会答弁でも女性差別撤廃委員会に対しても、20年一日のごく同じ文言を繰り返している。曰く、個人通報制度は注目すべき制度だと認識しているが、受け入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や実施体制の検討課題がある、と。しかし、批准にあたって新たな立法は必要ないし、日本の司法制度に抵触するものではないことは、すでに国会において法務省が答弁している。これまでに23回省庁横断的な研究会を行ったと言っているが、2005年から年一回程度開催して

いるにすぎず、検討課題の内容は具体的に明らかにしていない。「やっているふり」である。CEDAWは勧告のトップに選択議定書の批准を挙げ、検討に時間をかけすぎていると批判し、「選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう」勧告している。

女性差別撤廃条約実現アクションは、2019年3月にスタートした。女性差別撤廃条約選択議定書の批准を目的に活動するネットワークで、現在全国の76女性団体が加盟している。

それに先行する20年弱の活動を担ってきたNGOの呼びかけで、結成された。

国会請願署名、議員による国会での質問要請、院内集会開催、地方議会の意見書採択、シンポジウム、街頭行動などにとりくんできた。なかでも、批准を求める地方議会での意見書採択運動は全国に広がり、2024年12月現在359の地方議会でも意見書が採択されている。その半分以上は、全会一致で採択されており、与党系会派を含めて批准を求める声が上がっていることがわかる。一日も早く選択議定書の批准を実現したいと思う。それが、日本の女性の権利を国際基準にする最初の一步であるのだから。

（かめなが のぶこ）